

# 全国介護保険担当課長会議資料

令和2年7月31日（金）

介護保険指導室

# 目次

## 【介護保険指導室】

1. 業務管理体制監督権限の中核市への移譲等について	1
----------------------------	---

(参考資料)

介護保険法第 115 条の 32 に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備にかかる所管の 変更について	4
---	---

## 1. 業務管理体制監督権限の中核市への移譲等について

### (1) 業務管理体制監督権限の円滑な移譲について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第 26 号。以下「第 9 次分権一括法」という。）が令和元年 5 月 31 日に成立し、介護保険法の一部が改正され令和 3 年 4 月 1 日から「全ての事業所等が一の中核市の区域内にある事業者」にかかる監督権限が、都道府県から中核市へ移譲されることとなる。

具体的な権限移譲に伴う手続き等については、令和 2 年 7 月 17 日付け都道府県介護保険担当部(局)あて当室事務連絡によりお示ししているため、都道府県及び中核市においては、円滑な事務の引き継ぎ等をお願いする。

また、監督権限が中核市へ移譲される事業者に対しては、その旨周知するとともに、今回の法改正に伴う届出先の変更にかかる届出は不要であること、令和 3 年 4 月 1 日以降の届出については、事業者が所在する中核市に対して行うことについて周知願いたい。

### (2) 業務管理体制の適正な実施について

業務管理体制整備に関する届出は、介護保険事業に新たに参入したとき、届出事項に変更が生じたとき又は届出先の区分に変更が生じたときは、事業者が遅滞なく行うこととされている。

監督権者である都道府県及び市町村（以下「監督権者」という。）においては、ホームページ等への掲載のほか、新規指定申請時、指定更新時、集団指導、実地指導といった事業者と接する機会を捉えて、制度の周知や届出が未届となっている事業者に指導するなど、届出受理業務に遺漏のないようお願いする。

また、届出を受け監督権のある事業者数と業務管理体制データ管理システムでの事業者数に相違がある監督権者が見受けられることから、新規参入時の登録及び変更事項については、その都度遅滞なく入力を行い、相違が生じないように確認をお願いしたい。加えて、業務管理体制整備に関する届出が行われていないことは、当然法令違反であることを認識の上、ご指導願いたい。

### (3) 業務管理体制監督権者と指定権者の連携

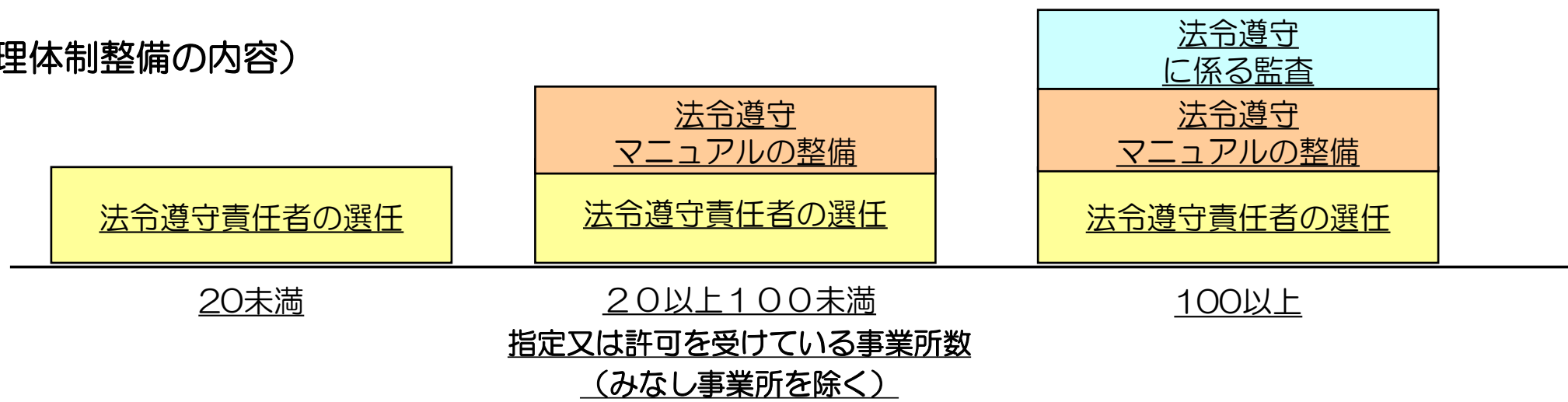
広域的に事業展開する事業者の場合、事業所の指定権者と業務管理体制の監督権者が異なる場合には、事案に応じて厚生労働省、都道府県及び市町村が密接に連携を図る必要があることから、円滑に指導監督業務を実施できるよう、関係機関の情報共有について十分ご配慮願いたい。

なお、指定等取消処分相当事案が発生した場合には、「介護保険法第 115 条の 33 第 3 項に基づく厚生労働大臣等に対する業務管理体制に係る報告等の権限行使の要請及び同法第 197 条第 2 項に基づく業務管理体制確認検査実施結果の報告について」（平成 21 年 6 月 24 日付け老指発第 0624001 号厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長通知）に基づき、指定権者から監督権者に対して速やかに情報提供を行い、特別検査の実施を要請していただくとともに、監督権者において特別検査を行った場合については、その結果について要請元へ通知するとともに、併せて当室あて情報提供していただくよう、引き続きお願いしたい。

# 介護保険事業者における業務管理体制の整備について

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



【届出先】 ※令和3年4月より(下線部追加)

区分	届出先
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ <u>指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者</u>	<u>中核市の長</u>
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

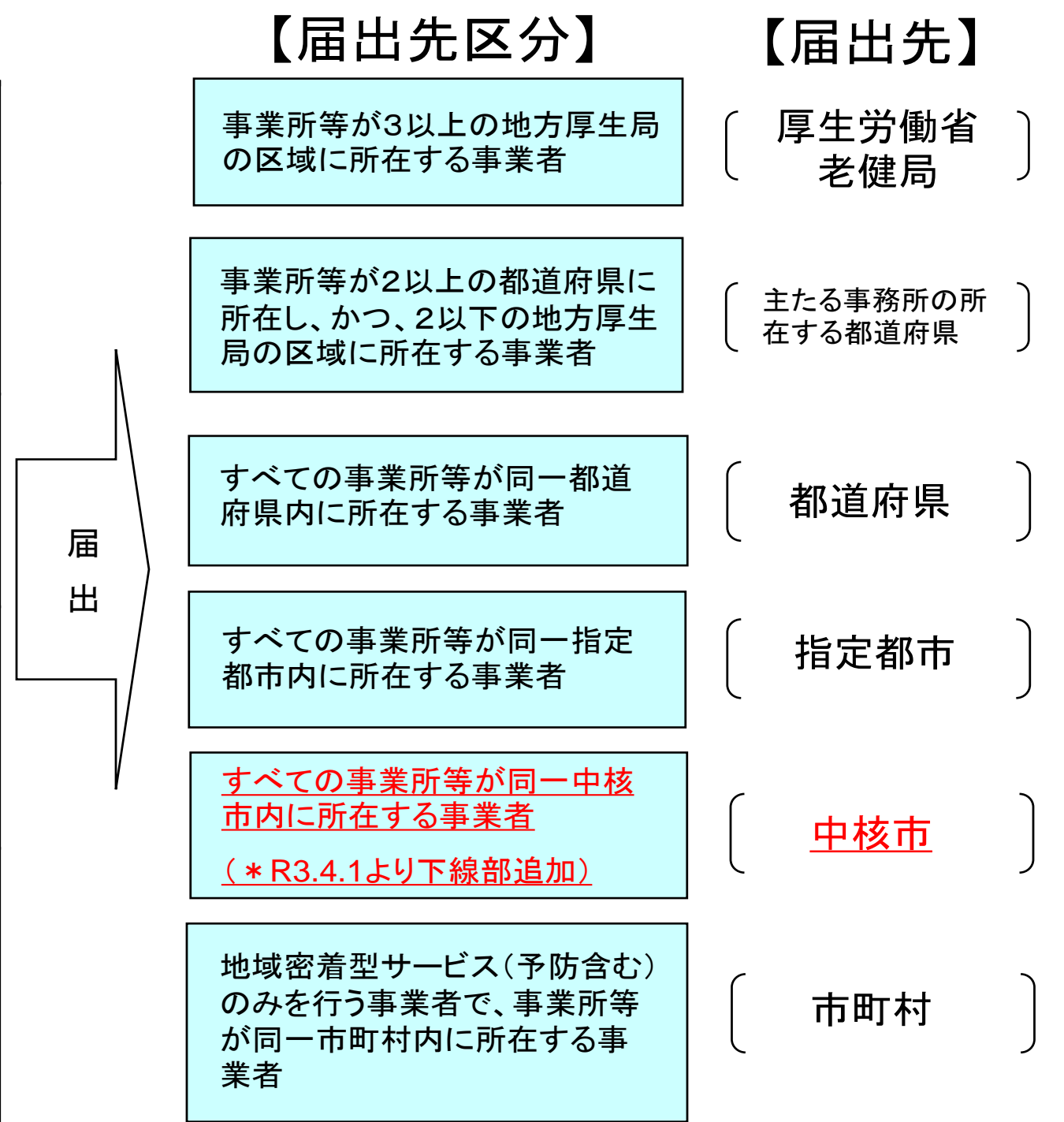
注1) みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のことをいう。  
注2) 総合事業における介護予防・生活支援サービス事業については、事業所数に含まれないものである。

## 業務管理体制の整備に関する届出について

介護サービス事業者は、次の区分に応じ、当該各号に定める者に対し、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

対象の事業者	届出事項
全ての事業者	事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
全ての事業者	法令遵守責任者の氏名及び生年月日
指定・許可の事業所・施設数が20以上の事業者	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
指定・許可の事業所・施設数が100以上の事業者	業務が法令に適合することを確保するための業務執行の状況の監査の方法の概要

介護保険法施行規則第140条の40第1項各号



介護保険法第115条の32第2項各号

## 参 考 资 料

事務連絡  
令和2年7月17日

各 都道府県介護保険担当部(局) 御中

厚生労働省老健局総務課介護保険指導室

介護保険法第115条の32に基づく介護サービス事業者の業務管理体制の整備にかかる所管の変更について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第26号。以下「第9次分権一括法」という。)については、令和元年5月31日に成立し、同年6月7日に公布されたところです。この第9次分権一括法において、令和3年4月1日より、都道府県知事を業務管理体制の整備に関する届出書の届出先(以下「届出先」という。)としている介護サービス事業者(以下「事業者」という。)のうち、指定又は許可を受けている事業所又は施設(以下「指定等を受けている事業所等」という。)の全てが1つの中核市内の区域に所在する事業者にあつては、中核市長に変更される旨、令和元年6月14日付け老発0614第2号厚生労働省老健局長通知によりお知らせしているところです。

各都道府県におかれては、この法施行について、改めてご了知いただくとともに、中核市を有する都道府県におかれては、円滑な権限移譲が実施できるよう、中核市との連携を図っていただき、下記の作業を実施いただくようお願いいたします。

記

1. 都道府県知事から中核市長への業務管理体制の整備に係る届出先の変更に向けた準備作業について

届出先の変更に伴う事務手続きとしては、都道府県から中核市に対して関係書類を移管すること等により行います。そのため、都道府県においては、届出先変更の事務手続きを行うに先立ち、中核市長に届出先が変更となる事業者を確定するための確認作業を行っていただきます。

(1) 都道府県が行う届出事項の確認作業について

① 届出事項の確認

事業者から届出されている届出書、事業所一覧等（以下「届出書等」という。）について、直近の状況について確認していただくとともに、未届の事業者があった場合、速やかにこれを届出させるよう指導をお願いします。

特に、当初届出されている事業所の数、所在地の変更により求める体制整備や届出先に変更がある場合がありますので、必ず、直近の事業所等の状況の確認を行ってください。

なお、参考情報として、移管対象予定事業者数（概数）について、当室において取りまとめましたので、別紙1「都道府県から中核市へ移譲予定の事業者数（概数）」により情報提供いたします。

また、別紙1にかかる事業者情報についても別途送付します。

② 届出事項に変更があった場合

確認した結果、届出書等の届出事項に変更（代表者の変更、法令遵守責任者の変更、指定等を受けている事業所等の増減により、区分の変更、所管の変更等）があった場合は、事業者から必要な届出をさせ、その処理を行ってください。

③ 届出先変更リストの作成

上記作業終了後、全ての指定等を受けている事業所等が1つの中核市の区域に所在する事業者を確定し、令和2年11月1日時点で、別紙2「業務管理体制の整備に関する届出先変更リスト」（以下「届出先変更リスト」という。）を作成してください。

届出先変更リストの提出ファイルは後日送付する予定です。

④ 届出先変更リストの提出期限

令和2年11月末日までに、当室あて（e-mail:kaigoshidou@mhlw.go.jp）へ電子ファイルを提出してください。

なお、提出いただいたファイルについては、新たに届出先となる中核市に対して、適宜、情報提供を行ってください。

(2) 届出先の変更作業について

① 法改正に伴う届出先の変更にかかる変更届の提出について

届出先が変更になる場合、介護保険法第115条の32第4項に基づき、事業者が変更前及び変更後の届出先へそれぞれ届け出る必要がありますが、今回の変更については、法改正に伴う変更のため、事業者から改めて



届出書等の提出は不要となります。

② 新たな届出先の周知について

全ての事業所が1つの中核市内の区域に所在する事業者の届出先の変更について、ホームページ等への掲載、集団指導開催時等、事業者と接する機会を捉えて周知をお願いするとともに、該当する事業者に対して、変更後の届出先について個別に通知する等により、適宜、対応をお願いいたします。

(3) 業務管理体制データ管理システムについて

① 事業者に関するデータとの突合及び入力について

上記(1)③により届出先変更リストを作成した事業者について、業務管理体制データ管理システム(以下「システム」という。)から抽出しデータを突合した結果、未入力情報が発見された場合や(1)②において届出事項に変更が生じた内容があった場合は、速やかにデータ入力等処理を行って下さい。

② 現在所管番号データの変更処理について

今回の法施行により、事業者番号の現在所管番号について、データ変更処理が生じますが、該当事業者にかかる変更処理について、システム保守業者と一括処理に向けて調整をしております。詳細については、別途連絡いたします。

(4) 検査結果の確認等について

法施行前に行われた命令等の行為については、法施行日において所管自治体が異なる場合は、施行後の介護保険法の規定によりされた命令等の行為又は届出等の行為とみなすこととしていますが、今年度に一般検査若しくは特別検査を実施し、改善報告等を提出させることとなった場合にあっては、年度末に行った検査を除き、法施行前の所管都道府県において、事業者から改善報告等を提出させたいうで、移管をお願いいたします。

(5) 書類等の移管について

事業者より提出された各届出書等及び確認検査等関係書類等の移管につきましても、該当中核市と適宜調整のうえ対応をお願いいたします。

2. その他

当省ホームページ内における介護サービス事業者の業務管理体制のページにおいても、届出先変更に関する情報について、随時掲載を行ってまいります。(具

体的な掲載時期等については別途連絡いたします。) また、今後、届出先の変更に向けた作業につきまして、適宜お願いすることとなりますが、ご協力いただきますようお願いいたします。

担当者：厚生労働省老健局総務課介護保険指導室  
介護サービス業務監視専門官 村松  
業務管理係 伊藤、橘

電 話：03-5253-1111（代）内線（3958or3954）

F A X：03-3592-1281

e-mail：kaigoshidou@mhlw.go.jp

## 都道府県から中核市へ移譲予定の事業者数（概数）

## （移譲対象事業者について）

- （１）介護サービス事業者の本社所在地が中核市に所在している事業者であり、運営する介護サービス事業所の所在地が全て一の中核市に所在する事業者であれば、中核市への移譲予定の事業者となります。
- （２）介護サービス事業者の本社所在地が中核市に所在していない事業者であっても、運営する介護サービス事業所の所在地が全て一の中核市に所在する事業者であれば、中核市への移譲予定の事業者となります。

## （事業者数（概数）の算出条件について）

- （１）業務管理体制管理システムへ令和2年7月3日現在、都道府県所管として登録されており、かつ、本社所在地が中核市に所在する事業者を抽出
  - （２）上記（１）の事業者のうち、事業所全てが一の中核市に所在する事業者を抽出
  - （３）上記（１）の事業者のうち、事業所数が0件登録となっている事業者を含めて抽出
- （注１）本来であれば、上記「移譲対象事業者について」に基づき抽出し、算出すべきですが、システム抽出の都合上、上記、算出条件により抽出していることにご留意ください。
- （注２）移譲予定事業者数（概数）を算出するための抽出であるため、都道府県における確認結果によって、上記の数値に変動があることを予め申し添えます。

## 都道府県から中核市へ移譲予定の事業者数（概数）

令和 2 年 7 月 3 日現在

都道府県	中核市への移譲予定数			計
北海道	函館市	旭川市		465
	164	301		
青森県	青森市	八戸市		277
	170	107		
岩手県	盛岡市			148
	148			
秋田県	秋田市			133
	133			
山形県	山形市			96
	96			
福島県	福島市	郡山市	いわき市	583
	137	144	302	
茨城県	水戸市			134
	134			
栃木県	宇都宮市			217
	217			
群馬県	前橋市	高崎市		454
	234	220		
埼玉県	川越市	川口市	越谷市	247
	109	65	73	
千葉県	船橋市	柏市		266
	142	124		
東京都	八王子市			204
	204			
神奈川県	横須賀市			171
	171			
富山県	富山市			127
	127			
石川県	金沢市			256
	256			
福井県	福井市			145
	145			
山梨県	甲府市			116
	116			
長野県	長野市			192
	192			

## 都道府県から中核市へ移譲予定の事業者数（概数）

令和 2 年 7 月 3 日現在

都道府県	中核市への移譲予定数			計
岐阜県	岐阜市			262
	262			
愛知県	豊橋市	岡崎市	豊田市	298
	108	123	67	
滋賀県	大津市			175
	175			
大阪府	豊中市	高槻市	枚方市	1,252
	173	115	185	
	八尾市	東大阪市	寝屋川市	
	166	346	143	
	吹田市			
	124			
兵庫県	姫路市	尼崎市	明石市	73
	13	32	4	
	西宮市			
	24			
奈良県	奈良市			200
	200			
和歌山県	和歌山市			417
	417			
鳥取県	鳥取市			108
	108			
島根県	松江市			110
	110			
岡山県	倉敷市			233
	233			
広島県	呉市	福山市		331
	89	242		
山口県	下関市			193
	193			
香川県	高松市			265
	265			
愛媛県	松山市			347
	347			
高知県	高知市			222
	222			

都道府県から中核市へ移譲予定の事業者数（概数）

令和 2 年 7 月 3 日現在

都道府県	中核市への移譲予定数			計
福岡県	久留米市			168
	168			
長崎県	長崎市	佐世保市		360
	249	111		
大分県	大分市			228
	228			
宮崎県	宮崎市			365
	365			
鹿児島県	鹿児島市			375
	375			
沖縄県	那覇市			176
	176			
合計				10,389

業務管理体制の整備に関する届出先変更リスト<都道府県→中核市へ届出先が変更となる事業者>

別紙 2

現所管都道府県名	↓
届出変更先中核市名	

令和2年9月1日現在

項番	事業者		業務管理体制の整備に関する届出事項													システム 処理	備考																			
	名称	住所	事業者(法人)番号																																	
例	株式会社〇×	△△県〇〇市□□1-2-2	A	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	1	3	1	0	1	〇〇市	届出変更先の 所管行政機関番号	1	2	3	0	0	✓				
1																																				
2																																				
3																																				
4																																				
5																																				
6																																				
7																																				
8																																				
9																																				
10																																				
11																																				
12																																				
13																																				
14																																				

※このリストに変更が生じた場合は、その都度訂正してください。  
※適宜追加を行ってください。